地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を 講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年5月28日

 岐阜県監査委員
 水
 野
 吉
 近

 岐阜県監査委員
 長
 是
 光
 征

 岐阜県監査委員
 長
 縄
 直
 子

 岐阜県監査委員
 南
 圭
 一

I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの	
	A	В	C	A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

3 令和2年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの ※	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	100	92	1	7
指導事項	76	72	0	4
検討事項	2	2	0	0
計	178	166	1	11

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年5月10日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対

し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和2年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
病害虫防除所	県が借りている土地の賃貸借契	指摘を受けた土地の賃貸借契約は、
	約に係る支出事務において、消費	乾式予察灯という害虫の発生状況をモ
	税法(昭和63年法律第108号)では	ニタリングする機器を設置するための
	土地の貸付けに対して消費税及び	ものであり、その契約金額には土地賃
	地方消費税(以下「消費税等」と	借料だけでなく、乾式予察灯に供給す
	いう。)は非課税と規定されてい	る電気料金相当額と草刈りなどの土地
	るにもかかわらず、消費税等1,320	管理料相当額を含めて積算している。
	円を支出していたので、速やかに	予備監査にて、契約金額に消費税等
	措置するとともに、今後は適正に	が含まれていることについて事実確認
	処理されたい。	の指示があり、契約の相手方に説明
		し、さらに所轄税務署の見解を確認す
		るように依頼したところ、令和2年10
		月2日に「土地の賃貸借契約は消費税法
		にて非課税取引と規定されているとい
		う見解であった。」との回答を得た。ま
		た、その旨を監査委員事務局に報告し
		た。
		当該契約は平成21年から毎年更新し
		ており、過去の契約書を11年分確認し
		たところ、土地の賃貸借契約に対して
		不要な消費税を過大に支払っていたこ
		とが判明したため、時効がまだ成立し
		ていない平成22年度以降について、返
		納手続きの準備を行った。
		そして、令和3年2月9日に契約の
		相手方と返納について打合せをし、契
		約の相手方にて再度所轄税務署に確認
		したところ、「当該契約は課税対象と
		なる。」という見解であった。
		そこで、当所も令和3年2月15日に
		契約書や現場の写真などを持参のう
		え、所轄税務署へ直接赴き相談したと
		ころ、「契約書を見ると土地の賃貸借
		契約となっているが、その実態を精査

すると、電気の供給や土地の管理といった課税取引が主となっている。消費税の課税・非課税は契約の名称ではなく、その実態で判断されることから、当該契約は課税対象である。」との見解であったため、当初進めていた消費税の返納は求めないこととなった。

しかし、契約書とその実態が乖離していたことは不適切であったことから、令和3年度の契約更新にて土地の賃貸借、電気の提供及び土地の管理に係る条文と金額の内容を明記することとし、また、これまで県の予算科目を「使用料及び賃借料」で執行していたが、電気料金及び土地管理料は「委託料」で執行するよう見直した。

なお、乾式予察灯は県内に12箇所設置しており、契約の相手方によって契約の内容も異なることから、全て確認し、見直しが必要な箇所がないことを確認した。